

日本年金機構からのお知らせ

被保険者が退職したときは届出が必要です

被保険者が退職したときなど、被保険者に該当しなくなった場合には「被保険者資格喪失届」を5日以内にご提出ください。

被保険者が退職したときの資格喪失日は、退職日の翌日となります。

例えば、3月31日付で退職した場合、資格喪失日は「4月1日」となりますのでご注意ください。

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）に加入していた場合は、本人および家族の健康保険被保険者証、高齢受給者証等を必ず添付してください。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

年金 資格喪失

検索

健康保険等の標準報酬月額・標準賞与額の上限定

平成28年4月1日より、健康保険および船員保険の現在の標準報酬月額の最高等級（第47級・121万円）の上に、第48級から第50級の3等級が追加され、上限が引き上げられます。また、年度の累計の標準賞与額の上限が現在の540万円から573万円に引き上げられます。

※厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級（第30級・62万円）および厚生年金保険の標準賞与額の支給1回あたりの上限額（150万円）については変更ありません。

改定前

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上

改定後

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
第48級	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
第49級	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
第50級	1,390,000円	1,355,000円以上

改定前

年度累計標準賞与額の上限
5,400,000円

改定後

年度累計標準賞与額の上限
5,730,000円

○健康保険の上限定改定該当者の取り扱い

健康保険の標準報酬月額の上限定改定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業主に対して、4月中旬に管轄の年金事務所より改定通知書をお送りします。なお、標準報酬月額の改定に際して、事業主の方からの届出は不要です。

○船員保険の上限定改定該当者の取り扱い

船員保険の標準報酬月額の上限定改定に伴い、改定前の第47級に該当する被保険者のいる対象の船舶所有者に対して、4月に管轄の年金事務所より月額変更届をお送りします。

船舶所有者におかれましては、等級が変更となる該当被保険者の要否を確認いただき、該当者がいる場合は、管轄の年金事務所にご提出ください。

年金事務所にて事務処理を行った後、改めて船舶所有者に対して改定通知書をお送りします。